



# 那須烏山市パートナーシップ宣誓制度について

令和5年3月 市民課

## 1. 目的

全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値観を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、市民の誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

## 2. 制度概要

### (1) パートナーシップ宣誓制度とは

戸籍上の性別が同一であるお二方が、お互いを人生のパートナーとし、協力して日常生活をともにすると宣誓したことに対し、市がその宣誓の事実を公的に証明するものです。

### (2) 対象者

次の全てに該当する戸籍上の性別が同一である（一方又は双方が性的マイノリティ（性的少数者）である）お二方です。

- ① 宣誓日において満18歳に達していること。
- ② 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 市内に住所を有すること
  - イ 市内へ14日以内に転入を予定していること
- ③ 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）がいないこと。
- ④ 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと。
- ⑤ 宣誓者同士の関係が三親等以内でないこと。

### (3) 宣誓に必要な書類

- ① 那須烏山市パートナーシップ宣誓書
- ② 住民票の写し
- ③ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

### (4) 市が交付する書類

- ① 那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書
- ② 那須烏山市パートナーシップ宣誓書受領カード（以下「市受領カード」という。）

### (5) 市受領カードの提示により提供されるサービス

- ① 市が提供するサービス  
市営住宅への入居申込み、移住促進住宅取得奨励金、移住ファミリー家賃補助金（本市に住所を有することが条件となります）
- ② 県が提供するサービス  
とちぎ結婚応援カード（協賛店舗、施設において会計から10%割引のサービス等が受けられます）の利用等

③ その他団体等が提供するサービス

携帯電話会社の家族割、生命保険の死亡保険金受取人、金融機関の住宅ローン、一部医療機関における面会等（詳細については各事業所への問い合わせが必要です）

(6) 既に栃木県及び他市町等のパートナーシップ宣誓書受領カードをお持ちの方が本市に転入する場合の対応

① 栃木県パートナーシップ宣誓書受領カードをお持ちの方

新たに市受領カードを作成しなくても、(5) に記載する全サービスが利用できます。

② 他市町村のパートナーシップ宣誓書受領カード等をお持ちの方

(5) に記載する全てのサービスを受けるためには、別途手続が必要となりますので、市民課市民窓口グループにお問合せください。

3. 市受領カード等交付までの手続の流れ

- (1) 宣誓日の調整（事前予約）
- (2) 宣誓（2人がそろって市民課市民窓口グループへ来庁）
- (3) 市受領カード等交付

4. 根拠規程

那須烏山市パートナーシップ宣誓制度実施規程

5. 導入時期

令和5年4月1日